

聖籠町告示第62号

聖籠町成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年5月27日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成19年聖籠町告示第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号、第2号及び第3号中「。」を削り、同項に次の1号を加える。

- (5) 町内に居住している者のうち本町の住民基本台帳に登録されていない要支援者であって、その福祉を図るため、町長が申立てを行う必要がある者と認められるもの

附 則

この告示は、告示の日から施行する。